

法律/政策の名称	① 2016 年廃電気電子機器（管理）規則 ② 2018 年廃電気電子機器（管理）改正規則
現地語名称	① E-Waste (Management) Rules, 2016 ② E-Waste (Management) Amendment Rules, 2018
公布/施行日等	① 2016 年 3 月 23 日制定、2016 年 10 月 1 日施行 ② 2018 年 3 月 22 日制定、2018 年 10 月 1 日施行
カバー期間	2019 年 6 月から

■2016 年廃電気電子機器（管理）



<http://www.envix.co.jp>

E-waste の効果的な収集システムが存在しないため、その多くが非合法セクターに流れている現状がある。この問題に対処するため、新規則は旧規則と比較して、特にリサイクルの部分に焦点を当てて改正が行われた内容が反映されている。

インドの E-waste 規則には、高い収集目標値の設定と RoHS 規定が盛り込まれており、収集目標値の見直しと新規生産者等への新たな規定を追加するために、2017 年 10 月に「2017 年廃電気電子機器（管理）改正規則案」を発表し、2018 年 3 月に公布および施行した。

■2016 年廢電氣電子機器（管理）規則

対象製品は、従来と同様に（１）ITグループであるが、後者に「蛍光灯」最終製品に加えて、その部品、消耗品カテゴリーと分類される対象製品

製品の2
。また、
れた。製

製品カテゴリー	対象製品
IT および通信機器	- 集中デ - 個人用 - 入力 - 個人 - ト - 個 - イ
消費者向け電気 子製品	電気

① 対象事業者：

従来の規則では、「本規則は、電気電子機器およびその部品の製造や販売、購入および処理に携わる全ての生産者（Producer）、消費者、大口消費者、収集センター、解体事業者、リサイクル事業者に対して適用される」が、2016年規則では、製造者（Manufacturer）、販売者（Dealer）、輸入者（Importer）、生産者責任組織（PRO : Producer Responsibility Organization）が新たに対象事業者として追加された。なお、製造者の製造を行う工場のことをさす。負い、当局からの認可取得や認定を受ける必要はない。これは、生産者が個々あるいは協力して設備を整え、E-wasteを適切に処理できるように管理する責任を負うことを意味する。

また、2016年規則では、生産者に広範な手段をとることを義務づける。従来の規則に加えて、買い取りや交換取引、保証金返還制度（生産者が保証金を上乗せして請求し、使用済み製品が回収されたときに保証金を付けて消費者に返還する制度）、E-waste 引取所の設立、ネット販売者による回収など、既存の枠にとらわれない幅広い手段を講じることができる。

また、2016年規則では認可窓口が中央政府組織である中央公害管理委員会（CPCB）に一本化された。生産者はCPCBからEPR認可を取得しなければならず、この認可がなければ輸入も認められない。なお、EPR認可を取得するに当たり、生産者はEPR計画書を提出しなければならない。これを踏まえて、2016年規則では収集目標率を設定している。ただ

し、収集目標率に関しては、2018 年 3 月 22 日公布の「**2018 年廃電気電子機器（管理）改正規則**」（以下、2018 年改正規則）により以下のように改正されている。本改正規則では、収集目標値の見直しと製品の平均ライフサイクルよりも短い操業年数の生産者への新たな規定が盛り込まれている。

【改正前】

付表 III EPR 認可における収集目標

No.	年度	収集
(i)	規則施行（2016 年 10 月）から 2 年間	E
(ii)	規則施行の 3 年目および 4 年目	
(iii)	規則施行の 5 年目および 6 年目	
(iv)	規則施行の 7 年目以降	

【改正後】

付表 III：EPR 認可における収集目標

Sl. No.	年度 (Year)	
(i)	2017-2018 年	
(ii)	2018-2019	
(iii)	2019-20	0
(iv)	2020-	0%
(v)	202	50%
(vi)	2	の 60%
(vii)		量の 70%

付表 III (A)

Sl. No.	年度 (Year)	Weight (Weight)
		(sales figure) の 5%
		量の 5%
		数量の 10%
(iv)		販売数量の 10%
(v)	202	販売数量の 15%
(vi)	2023-2024	の販売数量の 15%
(vii)	2024-2025 年	202 年度の販売数量の 20%
(viii)	2025 年以降	一昨年度販売数量の 20% “

CPCB は 2016 年に「E-waste 規則に基づく認可の付与、更新および拒否に関する申請の評価手順書」を発行しており、申請に必要な情報のチェックリストが掲載されている（下記、参照）。

No.	検証項目
1	生産者の氏名、住所、電話
2	認可取得者 ¹ の氏名、住所
3	生産者責任組織（PRO）
4	過去 10 年間で上市
5(i)	WEEE の推定発生
5(ii)	推定収集目標
6	EPR 計画書
7	EPR に対す
8	啓発計画
9(a)&(b)	RoHS
9(c)	書類（E

承認

ces (RoHS)
2016)

per E-Waste (Management) Rules,
e in the country by our company and
Rules, 2016 and listed at enclosure -
said Rule.

Authorizing Signatory
(Name/Signature/Seal)

¹ E-waste 規則では、WEEE は認可を取得した解体事業者やリサイクル事業者等引き渡すことを徹底し、導流を明確にすることを規定しているため、ここでの「認可取得者」とは、認可の取得を義務付けられた本規則の対象者(生産者以外)を意味するものと考えられる。

	Date: _____ [Name/Signature/Seal] Technical Documents for RoHS (EN 50521 of EU) Annexure – III 1. General description of the product 2. Documents for materials, parts and/or sub-assemblies 3. Supplier declarations (covering specific material, part and/or sub-assembly, or a specific range of materials, part and/or sub-assemblies) and/or contractual agreement, such as: (i) Supplier declarations, confirming the restricted substance content of the material, part, or sub-assembly, the permitted levels and identifying any exemptions that have been granted. (ii) Signed contracts confirming the content of restricted substances for the maximum quantity of material, part or sub-assembly is fulfilled. 4. Material Declarations: (i) Material declarations providing any exemption. 5. Analytical test results: (i) Analytical test results
--	--

③ 有害物質の使用制限（RoHS 規定）

6 物質（群）の使用制限を求める。RoHS 規則に
 基づき 2014 年 5 月 1 日以降、RoHS 規則に禁止さ
 れており、この点に大きな変更がない製品を販売した場合、
RoHS 規則に適合して行うよう義務づけている。

対象物質	
- 鉛 - 水銀 - 六価クロム - ポリブレンフェニルエーテル - ポリブレンフェニルエーテル - ポリブレンフェニルエーテル	0.1 重量% 0.01 重量%

④ E

2016 年 4 月 4 日に「2016 年有害廃棄物およびその他の廃棄物（管理および越境移動）規則」が公布され、置き換えられたため、2016 年有害廃棄物およびその他の廃棄物（管理および越境移動）規則に従わなければならない。

² 2016 年廃電気電子機器（管理）規則では、「2008 年有害廃棄物（管理、取扱いおよび越境移動）規則に従う」と規定されているが、2016 年 4 月 4 日に「2016 年有害廃棄物およびその他の廃棄物（管理および越境移動）規則」が公布され、置き換えられたため、2016 年有害廃棄物およびその他の廃棄物（管理および越境移動）規則に従わなければならない。

マニフェスト制度（インド国内、第19条）

- ・ 自動車法&中央自動車規則に基づく輸送
- ・ 輸送者への有害性情報の提供（Form 9）



マニフェスト			S	T	R
黄	Tに引き渡す際にTの署名をもらい、Sが保管する	署名	✓	✓	
桃	Rが有害廃棄物を受け取り、Tの署名後、Rが保管		✓	✓	
橙	Rが有害廃棄物を受け取り、Rの署名後、Tに返却&保管		✓		✓
緑	Rが有害廃棄物を受け取り、Rの署名後、Sに送付&保管		✓		✓

E-wasteマニフェスト（2016年規則の様式6より）	
1.	送り主の氏名および住所（電話番号も含む）：
2.	送り主の確認番号（該当する場合）
3.	マニフェスト書類番号
4.	輸送者の氏名および住所（電話番号も含む）
5.	車種
6.	輸送登録番号
7.	車両登録番号
8.	受取人の氏名および住所
9.	受取人の確認番号（該当する場合）
10.	E-wasteの説明（品目、重量/数量）
11.	送り主の氏名および印*（製造者、生産者、大口消費者、収集センター、修理調整者または解体事業者） 署名： 月 日 年 □□□□□□□□□□
12.	輸送者によるE-wasteの受領の承認 氏名および印 署名： 月 日 年 □□□□□□□□□□
13.	受取人*（収集センター、修理調整者、解体事業者またはリサイクル事業者）によるE-wasteの受領の証明 氏名および印 署名： 月 日 年 □□□□□□□□□□
*該当する場合	

⑤ 罰則規定：

製造者、生産者、輸入者、輸送者、修理調整者、解体事業者、リサイクル事業者が本規則の規定に違反した場合、1986年環境（保護）法の罰則規定が適用され、CPCBの事前認可を受けた州公害管理委員会（SPCB）が定めた規則に基づき、罰金を支払わなければならない

い。

■当局の法執行の動き

【EPR 認可】

138 社への EPR 認可付与を拒否

中央公害管理委員会（CPCB）は 2018 年 3 月、2019 年 4 月 4 日より EPR 認可を停止する企業 138 社の一覧を発表した。各社宛の通知が行われており（EPR 認可未取得の企業へ）

- 
- 環境森林気候変動省（MoEF）は、2016 年 10 月 1 日より施行された規則は、EPR 認可の取得が必要な製品（付表 I）及び申請書の提出を義務付けている（第 5 条(7)）。
 - CPCB は、申請書類の不備や、EPR 認可の付与を拒否するものとする。
 - CPCB から、EPR 認可を取得するまでの間、一切の輸入を禁止する（第 15 条(1)(iv)）。
 - 生産者は、環境または第三者に対して責任を負う（第 21 条）。
 - 本通知は、EPR 認可の取得していない生産者の製品であり、期日までに EPR 認可を取得しない限り、環境または第三者に対して責任を負う（第 21 条）。
 - 本通知は、EPR 認可の取得していない生産者の製品であり、期日までに EPR 認可を取得しない限り、環境または第三者に対して責任を負う（第 21 条）。
 - 本通知は、EPR 認可の取得していない生産者の製品であり、期日までに EPR 認可を取得しない限り、環境または第三者に対して責任を負う（第 21 条）。

【RoHS 規定】

RoHS 順守証明書未提出の 10 社公表

中央公害管理委員会（CPCB）は 2018 年 3 月、2019 年 4 月 4 日より EPR 認可を停止する企業 10 社（Apple や HP、Samsung など、日系企業も含まれている）を公表した。EPR 認可を取得していない生産者は対象電気電子機器を輸入することができないため、停止された場合も同様に輸入が認められない。

今回の公開資料では、EPR 停止企業 10 社の名前と停止される EPR 認可番号のみ記載さ

れており、停止理由等は記されていないかった。そのため、エンヴィックスでは、現地コーディネータによる CPCB へのヒアリングを実施した。ヒアリング先は、CPCB の E-waste 規則担当者である Anand Kumar 氏 (Additional Director) である。

Anand Kumar 氏より、

今回の EPR 認可停止措置を受けた企業 A 社は、RoHS 規定順守証明に必要な書類を保管していませんでした。A 社が 1 月間の是正期間内で RoHS 規定順守証明の提出を完了し、その後再度検査を行う際に、A 社がこれらの書類を提出した場合、A 社の停止を解除します。

RoHS 規定に関する取り締まり (Kind Attention) にて、順守している企業は、RoHS 規定順守証明を提出していた。

E-waste 規則の [実施ガイド](#) (以下参照) が記載されており、整合規格

1. 製品の全般的な説明
2. 材料、部品、及び
3. 供給者宣言書及
4. 材料宣言書
5. 分析試験結

最近の

■「2

2

小

理)規則

改正の動き

「**中小零細企業開発(改正)法案**」では、中

小企業に適用されている。2016 年廃電気電子機器(管

- 「2001 年電池(管)法」にて規制される使用済み鉛蓄電池
- 1962 年原子力エネルギー法の下で制定される規則によって規制される放射性廃棄物
- 2006 年中小零細企業開発法にて定義される零細企業

本規則では、零細企業を適用対象外と定めているが、今回の法案が正式に公布された場合は、新しい定義のもと、適用対象の確認をしなければならない。本法案では、零細企業

